

(社会調査形式によるアンケート方式)

# 「陳述書」提出の意義を学ぶ勉強会

世話人さんは、サポート役を担える方を誘って、参加をお願いします。

## 11月8日(土)

- 内郷公民館・2F / 研修室1 / 午前10時より
- 勿来市民会館・第一会議室 / 午後1時30分より
- 常磐公民館 / 午後2時より

担当弁護士は**広田次男さん**(広田次男法律事務所 / いわき市平)です。

## 11月9日(日)

- 中央台公民館 / 午後1時30分より
- いわき市文化センター・4F会議室 / 午後1時30分より
- 四倉公民館 / 午後6時より

担当弁護士は**山森良一さん**(湘南合同法律事務所 / 神奈川県藤沢市)です。

担当弁護士は**平松真二郎さん**(城北法律事務所 / 東京都豊島区)です。

担当弁護士は**山森良一さん**(湘南合同法律事務所 / 神奈川県藤沢市)です。

※担当弁護士は都合により変更する場合があります。

「いわき市民訴訟」は11月12日の裁判で第8回目となります。これまで皆さんの代表として18名の原告の方々が法廷で意見陳述をしてきました。

しかし、裁判官にいわきの現状を理解させるにはまだまだ不十分です。そこで、原告の皆さんに原発事故によって受けた精神的損害の証拠書として弁護団の提案で「陳述書」(社会調査形式によるアンケート方式)を提出することにしました。このやり方に裁判所が関心を示しています。

原告の数は間もなく1,400人を超えようとしています。全ての原告世帯に「陳述書」を届け、記入をしていただき、回収をするためには相当の努力を要します。これらの活動を成功させる「鍵」は「世話人」さんの手の中にあります。

そこで、まず「世話人」さん自身に弁護士から説明を受けて、ご自分の「陳述書」を完成させ、受け持ちの原告のサポート役を担っていただきたいと、考えました。

どうか「世話人」はもとより、一緒に「陳述書」作成のサポート役を積極的に引き受けてくれる方は「勉強会」にご参加願います。

